



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○基本測量の実施の通知（用地対策課）	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	1
○道路の区域変更（4件）（道 路 課）	1
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め（農業基盤課）	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施入札公告	2
○一般競争入札（よう撃捜査支援システムの借入れ）の公告（警察本部会計課）	4

告 示

高知県告示第267号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
 エール薬局具同 四万十市具同田黒二丁目12-48 令元・7・1  
 店

高知県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日  
 具同なのはな薬 四万十市具同田黒二丁目12-48 令元・6・30  
 局

高知県告示第269号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和元年7月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 作業期間  
令和元年7月22日から令和2年2月28日まで
- 作業地域

室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町

高知県告示第270号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡中土佐町大野

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡中土佐町久礼字ナカマ	5708番
2	〃 〃 〃 字仲間	6911番
3	〃 〃 〃 〃	6908番イ
4	〃 〃 〃 〃	〃

5	〃 〃 〃 〃	字サイレ屋式	5719番
6	〃 〃 〃 〃		5720番2
7	〃 〃 〃 〃		5712番1
8	〃 〃 〃 〃	字仲間	6932番
9	〃 〃 〃 〃		〃
10	〃 〃 〃 〃		〃
11	〃 〃 〃 〃	字ナカマ	5693番
12	〃 〃 〃 〃		5711番2

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線、標柱4と5を里道に沿って結んだ線、標柱5から11を直線で結んだ線、標柱11から12を農道大野3号線に沿って結んだ線及び12から1を町道大野6号線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年8月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 中村下田ノ口
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町下田の口字五反田575番1から幡多郡黒潮町下田の口字五反田604番1まで	前	9.3 }	50
	後	16.4 }	

高知県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年8月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥西川岸本
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町別役 字土居971番5	前	4.6 } 5.9	25
	後	4.6 } 12.6	25

高知県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年8月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市薊野西町二丁目 1454番3	前	19.7 } 20.9	6
	後	18.0	6

高知県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年8月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 志和仁井田
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町黒石 字円豆端1090番から 高岡郡四万十町黒石 字石指1096番3まで	前	6.2 } 28.5	155
	後	A	6.2 } 28.5
B		6.0 } 19.2	116

高知県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年8月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下田ノ口
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町下田の口字五 反田575番1から 幡多郡黒潮町下田の口字五 反田604番1まで	50	令和元年8月2日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（志和地区農業競争力強化農地整備事業（区画整理））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和元年8月2日から同年9月2日まで
- 3 縦覧場所  
四万十町役場
- 4 その他  
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第11号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

令和元年8月2日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 審査の種類、期日及び場所
  - (1) 審査の種類  
規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。  
ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）  
イ 普通自動車免許  
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」とい

う。）  
 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）  
 (2) 審査の期日  
 令和元年9月2日（月）から同月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
 (3) 審査の場所  
 吾川郡いの町枝川200番地  
 高知県警察本部交通部運転免許センター  
 2 審査の申請手続に関する事項  
 (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。  
 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。  
 (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。  
 (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。  
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証  
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証  
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証  
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証  
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証  
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証  
 3 審査の実施に関する事項  
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあ

に関する知識		っては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円)
- イ 教習指導員審査(大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線380)に問い合わせること。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年8月2日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量  
よう撃捜査支援システム 一式
- (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借入物品の借入期間  
令和2年1月1日から令和6年12月31日まで

(4) 借入物品の借入場所  
高知県警察本部

(5) 入札方法

- ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成30~令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30  
高知県警察本部警務部会計課用度係  
電話番号088-826-0110(内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法

令和元年8月2日(金)から同月30日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

- ア 日時  
令和元年8月22日(木)午後1時30分
- イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時  
令和元年9月13日(金)午前10時30分  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和元年9月12日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
- イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和元年8月30日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法等  
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲

内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和元年8月23日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Interceptor investigation support system 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 30 August 2019

(3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Friday 13 September 2019

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 12 September 2019

(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan  
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(6) Others: As in the tender documentation